

浜松市上下水道部告示第 30 号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事業者を指定したので、浜松市水道事業指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

指 定 番 号 第 8 4 0 号

事業所の所在地及び
氏名又は名称 大阪府堺市堺区向陵西町四丁7番26号
株式会社 コネクトライフ
代表取締役 坂本 裕司